

関係する国の通知（平成 30 年度）

- ・教育と福祉の一層の連携等の推進について 3
- ・発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業の実施について 23

写

30文科初第357号
障発0524第2号
平成30年5月24日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
附属学校を置く各國公立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学省初等中等教育局長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）

教育と福祉の連携については、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等（以下「学校」という。）と児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等（以下「障害児通所支援事業所等」という。）との相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有の必要性が指摘されているところであり、各地方自治体において、教育委員会や福祉部局の主導のもと、支援が必要な子供やその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目ない支援が受けられる支援体制の整備が求められている。

特に、発達障害者支援については、発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成28年法律第64号）が平成28年8月1日から施行されており、「個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行われなければならない」とされている。

こうした課題を踏まえ、文部科学省と厚生労働省では、昨年の12月より、両省による家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトにて検討を行い、このたび、本年3月に別添1のとおり「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告」（以下「報告」という。）を取りまとめたところである。

両省においては、報告を踏まえ、今後さらに施策の充実を図ることとしており、貴職におかれても報告の趣旨を踏まえ、下記について積極的な取組をお願いしたい。

なお、各都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市を除き、特別区を含む。）及び関係機関等に対して、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体

の長におかれでは、所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれでは、附属学校に対して、このことを十分周知し、本通知の運用に遺漏のないようご配慮願いたい。

記

1 教育と福祉の連携を推進するための方策について

発達障害をはじめ障害のある子供は、教育委員会、福祉部局といった各地方自治体の関係部局や、学校、障害児通所支援事業所等といった複数の機関と関わっていることが多い。

各地方自治体においては、教育委員会と福祉部局において各制度を所管しているが、双方の垣根を排除し、就学前から学齢期、社会参加まで切れ目なく支援していく体制を整備することが重要であることを踏まえ、以下の取組を促進すること。

(1) 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等との関係構築の「場」の設置について

学校と障害児通所支援事業所等の管轄部署が異なるため、障害のある子供の情報が双方の現場で共有されにくいことを踏まえ、各地方自治体は、教育委員会と福祉部局が共に主導し、学校と障害児通所支援事業所等との関係を構築するための「連絡会議」などの機会を定期的に設けること。その際、各地方自治体は、別添2の地方自治体の実践事例等を参考に、既存の特別支援教育連絡協議会、発達障害者支援地域協議会及び（自立支援）協議会等の既存の協議会を活用する等、効率的かつ効果的な運営に努めること。

(2) 学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知について

例えば、小・中学校から放課後等デイサービス事業所への送迎時において、放課後等デイサービスについての教職員の理解が深まっていないために、対象児童生徒の学校における様子などの情報提供をはじめとする学校の協力が得られにくいことがある。これを踏まえ、各地方自治体において、教育委員会と福祉部局が連携し、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援事業を含む障害のある子供に係る福祉制度について、小・中学校や特別支援学校の校長会、教職員の研修会等において福祉部局や障害児通所支援事業所等が説明する機会を確保し、学校の教職員等に対して制度の周知を図ること。

また、特に、保育所、幼稚園、認定こども園等の子供とその保護者が集まる場には、発達障害に関する知識を有する専門家を派遣する、巡回支援専門員整備事業を活用するなどし、発達障害についての知識や対応技術の普及を促すこと。

(3) 学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化について

学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていない等により、両者の円滑なコミュニケーションが図れず連携ができてない。他方、個々の障害児に対する支援計画については、各学校において個別の教育支援計画を、障害児通所支援事業所等において個別支援計画を作成している。こうした状況を踏まえ、学校と障害児通所支援事業所等間の連携方策について、別添2の地方自治体の実践事例を参考に検討し、学校と障害児通所支援事業所等間の連携の仕組みを構築すること。

2 保護者支援を推進するための方策

障害のある子供やその保護者にとって、専門的な相談ができる機関や保護者同士の交流の場が必要であることを踏まえ、各地方自治体においては、以下に示す支援等に取り組むこと。

(1) 保護者支援のための相談窓口の整理について

乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられないことがある。これを踏まえ、各地方自治体においては、教育委員会と福祉部局が連携し、別添3に示した相談窓口を一元化している地方自治体の事例等を参考に、教育委員会や福祉部局等の関係部局及び教育センター、保健所、発達障害者支援センター、児童発達支援センター等の関係機関の相談窓口を整理し、保護者が自治体のどこの部署や機関に相談すればよいのかを分かりやすく示すこと。

なお、相談の対応に際しては、以下の2(2)で作成したハンドブックを活用するなど、担当以外の職員であっても適切な窓口を紹介できるようにすること。

(2) 保護者支援のための情報提供の推進について

保護者は、相談支援事業所や障害児通所支援事業所等のサービス内容や利用方法が分からず、子供に合う事業所を見つけることに苦労したり、相談窓口がわからず、誰に相談してよいのかわからないことがある。これを踏まえ、各地方自治体においては、福祉制度が分かりやすく、利用しやすいものとなるよう、支援に係る情報や相談窓口が一目で分かるような、保護者向けハンドブックを作成すること。

さらに、各地方自治体がハンドブックを作成する際には、別添4を参考に、障害についての基本的な事項、子供やその保護者が受けられる教育・福祉制度の概要、その自治体において提供される行政サービスの内容や相談機関の概要と連絡先等など、保護者が必要とする内容を盛り込み、継続的にその活用と周知を図ること。

(3) 保護者同士の交流の場等の促進について

周囲に子育てに関する悩み等を話せる人がおらず、障害のある子供の保護者が孤立感・孤独感を感じてしまい、家にひきこもってしまう場合があることを踏まえ、各地方自治体においては、こうした保護者同士の交流の場を設けるピアサポートの推進や専門的な研修を受けた障害のある子供を持つ保護者（以下「ペアレントメンター」という。）の養成及びペアレントメンターによる相談支援を実施すること。

また、家庭での教育も重要であることから、保護者が発達障害の特性を踏まえた接し方や褒め方等を学び、子供の問題行動を減少できるよう、保護者に対してペアレントプログラムやペアレントトレーニングによる支援を行うこと。

さらに、教育委員会においても、福祉部局と連携しつつ、就学相談、教育相談等の機会を捉え、保護者同士の交流を促進するような取組を促すこと。

(4) 専門家による保護者への相談支援について

障害児支援利用計画の作成にあたる相談支援専門員について、障害のある子供や発達障害について専門的知識を有する者が不足していることを踏まえ、各都道府県は、相談支援

専門員が受講する、障害のある子供についての知識や経験等を積むことができるような専門コース別研修を積極的に開催すること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課支援総括係 齊藤

TEL : 03-5253-4111 (内線 3254)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害児・発達障害者支援室 発達障害者支援係 当新

TEL : 03-5253-1111 (内線 3038)

別添

別添1. 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告（平成30年3月29日
家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトチーム）

別添2. 教育と福祉の関係部局・機関の関係構築の場として、既存の会議を活用した事例及び
学校と障害児通所支援事業所等との連携の実践事例

- ① 徳島県
- ② 大阪府箕面市

別添3. 相談窓口一元化の実践事例

- ① 東京都日野市
- ② 新潟県三条市

別添4. 保護者支援のためのハンドブック作成にあたってのポイント

（参考1）栃木県宇都宮市の例：

「発達障がいを正しく理解しよう！（乳幼児期編）」リーフレット、パンフレット

<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/shogai/hattatsu/1004265.html>
(参考2) 富山県の例：

「ひとりじゃないよ（学齢期）発達障害支援ハンドブック」ハンドブック

http://tym-ariso.org/not_alone.html

家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告

～障害のある子と家族をもつと元気に～

別添1

1. 教育と福祉との連携に係る主な課題

学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡などが共有されていないため、円滑なコミュニケーションが図れておらず、連携できない。

2. 保護者支援に係る主な課題

乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのように、どのような支援を受けるのか分かりにくく、必要な支援を十分に受けられない。

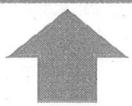
1. 教育と福祉との連携を推進するための方策

- ・教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所との関係構築の「場」の設置
- ・学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知
- ・学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化
- ・個別の支援計画の活用促進

2. 保護者支援を推進するための方策

- ・保護者支援のための相談窓口の整理
- ・保護者支援のための情報提供の推進
- ・保護者同士の交流の場等の促進
- ・専門家による保護者への相談支援

今後の対応策

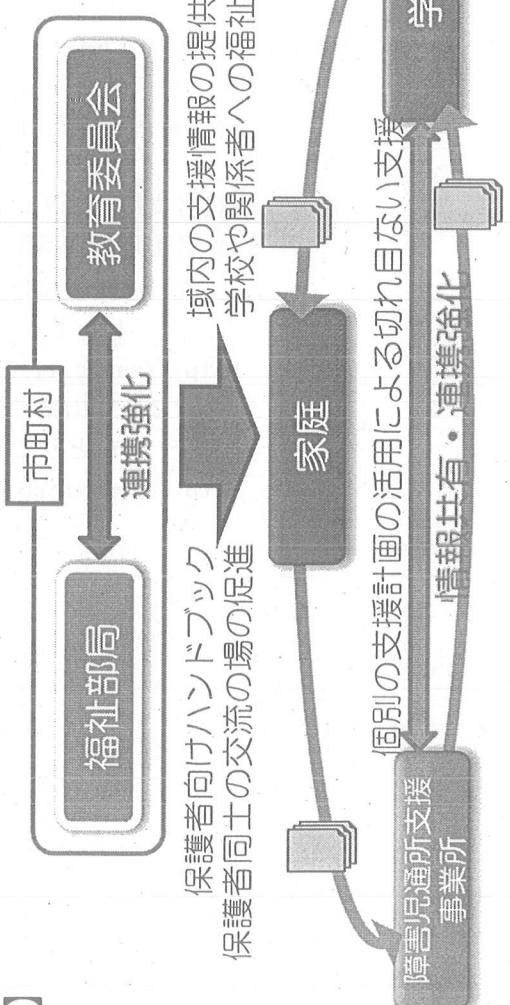


【具体的な取組例】

(厚生労働省)

- ・放課後等デイサービスガイドラインの改定

- ・障害福祉サービス等報酬改定で拡充した連携加算を活用し、学校との連携を更に推進。



家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告 ～障害のある子と家族をもっと元気に～

平成30年3月29日
家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトチーム

1. プロジェクトチーム設置の背景

発達障害をはじめ障害のある子供たちへの支援に当たっては、行政分野を超えた切れ目ない連携が不可欠であり、一層の推進が求められているところである。

特に、教育と福祉の連携については、学校と児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等（以下「障害児通所支援事業所等」という。）との相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有の必要性が指摘されている。こうした課題を踏まえ、各地方自治体の教育委員会や福祉部局が主導し、支援が必要な子供やその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、家庭と教育と福祉のより一層の連携を推進するための方策を検討するため、文部科学省と厚生労働省の両省による家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト（以下「「トライアングル」プロジェクト」という。）を発足させた。

2. 教育と福祉の連携や保護者支援の現状

「トライアングル」プロジェクトにおいては、教育と福祉の連携を推進している地方自治体や障害のある子供への支援を行う関係団体から、現状の課題や取組について報告を受け、以下のような課題を確認した。

1) 教育と福祉の連携に係る課題

- ・ 各地方自治体において学校と障害児通所支援事業所等の管轄部署が異なるため、子供に必要な支援情報が双方の現場で共有されにくいことがある。
- ・ 例えば、放課後等デイサービスについて、教職員の理解が深まっておらず、小・中学校から放課後等デイサービス事業所への送迎時において、子供の状態などの情報提供をはじめとする学校の協力が得られにくいことがある。
- ・ 学校の制度や校内の体制等について、放課後等デイサービス事業所の理解が進んでいないため、放課後等デイサービス事業所から学校に対し、必要な連携や協力の内容に関する説明が十分になされず、学校側は何を協力したらいいのか分からない場合がある。
- ・ 学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていないため、円滑なコミュニケーションが図れておらず連携できていない。

2) 保護者支援に係る課題

- ・ 乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられないことがある。
- ・ 保護者は、相談支援事業所や障害児通所支援事業所等のサービス内容や利用方法が分からず、子供に合う事業所を見つけるのに苦労することがある。
- ・ 周囲に子育てに関する悩み等を話せる人がおらず、保護者が孤立感・孤独感を感じてしまい、家にひきこもってしまう場合がある。
- ・ 障害児支援利用計画の作成にあたる相談支援専門員について、障害のある子供や発達障害について専門的知識を有する者が不足している。

3. 文部科学省・厚生労働省として今後取り組むべき方向性について

1) 教育と福祉との連携を推進するための方策

発達障害をはじめ障害のある子供は、教育委員会、福祉部局といった各地方自治体の関係部局や、学校、障害児通所支援事業所等といった複数の機関と関わっていることが多い。

各地方自治体においては、教育委員会と福祉部局において各制度を所管しているが、双方の垣根を排除し、就学前から学齢期、社会参加まで切れ目なく支援していく体制を整備することが重要である。

このため、今後、国においては、文部科学省と厚生労働省が連携して、以下に示す教育と福祉の連携の促進等に取り組むよう促していくこと。

(1) 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等との関係構築の「場」の設置について

国は、障害児通所支援事業所等と学校との関係を構築するため、各地方自治体において、教育委員会と福祉部局が共に主導し、「連絡会議」などの機会を定期的に設けるよう促すこと。その際、各地方自治体は、既存の特別支援教育連絡協議会、発達障害者支援地域協議会及び（自立支援）協議会を活用する等、効率的かつ効果的な運営に努めること。

(2) 学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知について

国は、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援事業を含む障害のある子供に係る福祉制度について、校長会や教職員の研修会等において福祉部局や障害児通所支援事業所等が説明する機会を確保することを通じて、地方自治体が、制度の周知を図るよう促すこと。

また、特に、保育所、幼稚園、認定こども園については、巡回支援専門員を活用した知識・技術の普及を促すこと。

(3)学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化について

国は、学校と障害児通所支援事業所等間の連携の方法について、両者で共有すべき情報や、日々の引継ぎの方法、引継ぎの実践例、緊急時の対応、個人情報の取扱いなどの連携の方策について、円滑に実施できている地方自治体の好事例を周知し、家庭・教育・福祉が情報共有できる仕組みの例を示すこと。

また、例えば学校の敷地内において障害児通所支援事業等を実施するなど、教育と福祉が密接な連携を行っている事例の把握等をすること。

さらに、放課後等デイサービスと学校との連携方策についてより明確化するなど、更に質の高いサービスの提供に向けて「放課後等デイサービスガイドライン」を改定すること。

(4)個別の支援計画の活用促進について

国は障害のある子供が、乳幼児期から就労にいたるまで、切れ目なく支援を受けることができるよう、国は、個別の支援計画を活用して教育・福祉等の関係部局や関係機関が連携し、支援に係る情報を適切に引き継いでいく仕組みを構築する自治体を切れ目ない支援体制整備充実事業を通じて支援すること。

特に、個別の支援計画のうち教育機関が中心となって作成する「個別の教育支援計画」については、学習指導要領により作成・活用が促されているが、国は、各学校において、「個別の教育支援計画」が作成される場合、保護者や医療、福祉、保健、労働等の関係機関が連携して、しっかりと作成されるよう、必要な規定を省令に置くこと。

加えて、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含めた一貫した支援がより一層組織的・継続的かつ計画的に進められるよう、「個別の教育支援計画」の作成・活用に当たっての保護者や関係機関の参画を促すこと。

また、本プロジェクトでの議論も踏まえ、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害児通所支援事業所等が学校と連携して個別の支援計画を作成する際の加算（関係機関連携加算）を充実させたが、この加算も活用しつつ、支援計画の作成にあたり学校との連携を更に推進すること。その際、可能な限り保護者の意見を聞き計画に反映できるようにすること。

2) 保護者支援を推進するための方策

障害のある子供やその保護者にとって、専門的な相談ができる機関や保護者同士の交流の場が必要であり、国は、各地方自治体に対し、相談窓口の整備や保護者支援ための分かりやすいハンドブック等の作成を促すなど、以下に示す支援等に取り組むこと。

(1)保護者支援のための相談窓口の整理について

国は、各地方自治体に対し、相談窓口を一元化している自治体の好事例を踏まえ、

教育委員会や福祉部局等の関係部局、教育センターや保健所、発達障害者支援センター、児童発達支援センター等の関係機関の相談窓口を整理し、保護者が自治体のどこに相談すればよいか分かりやすく示すとともに、担当でない職員であっても適切な窓口を紹介できるよう工夫を促すこと。

(2) 保護者支援のための情報提供の推進について

国は、福祉制度が分かりやすく、利用しやすいものとなるよう、各地方自治体において、支援に係る情報や相談窓口が一目で分かるような、保護者向けハンドブックを作成し、周知するよう促すこと。

各地方自治体がハンドブックを作成する際には、障害についての基本的な事項、子供やその保護者が受けられる教育・福祉制度の概要、その自治体において提供される行政サービスの内容や相談機関の概要と連絡先等など、保護者が必要とする内容を盛り込み、継続的にその活用と周知を図ること。

国は、各地方自治体がハンドブックを作成するに当たって参考となるよう、記載すべき事項などを分かりやすく示したひな型を作成すること。

(3) 保護者同士の交流の場等の促進について

障害のある子供の保護者にとっては、他の保護者と悩みを共有したり、成人した障害者から幼児期の様子や成長の過程、親としての関わり方などを聞いたりすることが支えになり、孤立感・孤独感から解放され、子供にも良い影響を与えることがある。

このため、国は、各地方自治体に対し、こうした保護者同士の交流の場を設けるピアサポートの推進や専門的な研修を受けた障害のある子供を持つ保護者（以下「ペアレントメンター」という。）の養成及びペアレントメンターによる相談支援について実施を促し、支援を行うこと。

また、家庭での教育も重要であることから、保護者が発達障害の特性を踏まえた接し方や褒め方等を学び子供の問題行動を減少できるよう、保護者に対してペアレントプログラムやペアレントトレーニングの実施を促し、支援を行うこと。

さらに、教育委員会において、福祉部局と連携しつつ、就学相談や教育相談等の機会を捉え、保護者同士の交流を促進するような取組を促すこと。

(4) 専門家による保護者への相談支援について

国は、各都道府県に対して、相談支援専門員が受講する、障害のある子供についての知識や経験等を積むことができるよう専門コース別研修の開催について、積極的に促していくこと。

3) 国立特別支援教育総合研究所と国立障害者リハビリテーションセンターの連携促進

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（発達障害教育推進センター）においては、主として教育分野における支援を、国立障害者リハビリテーションセンター（発達障害情報・支援センター）においては、福祉分野における支援を、それぞれ研究し普及を進めており、両者のウェブページを保護者等が活用しやすいようにつながりを持たせるなど工夫すること。

また、教育や福祉の分野において発達障害者の支援に当たる人材が身につけるべき専門性を整理し、各地方自治体において指導的立場となる者に対する研修の在り方など、両省・両者による連携の下、教育や福祉の現場にその成果を普及させる方策を検討すること。

4) 障害の理解促進のための普及啓発

国は、子供にも分かりやすいポスター やリーフレット等を作成するとともに、各地方自治体に対し、福祉関係の機関だけでなく、学校等にこれらのポスターの掲示やリーフレットの配布等を実施するよう促し、発達障害について正しい知識を幅広い層に普及すること。

4. 終わりに

本プロジェクトでは、限られた時間の中で精力的に議論を重ね、上記の方策をとりまとめたが、教育と福祉については、本来、縦軸（時間軸）と横軸（施策の範囲）の両面で更なる連携が必要である。

医療的ケア児など医療が必要な障害のある子供に関する施策、乳幼児健診などの母子保健分野や早期からの教育相談を含む一般的な子育て支援施策との連携、障害のある子供が18歳に達した後の就労支援等について、障害のある子供とその家族をもっと元気にするという本プロジェクトの精神に基づき、文部科学省、厚生労働省両省間の連携を引き続き緊密に図る。

(以上)

家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトの設置について

1. 趣旨

障害福祉サービスを利用する障害児及び学習上又は生活上特別な支援が必要な小・中・高等学校等に在籍する発達障害など障害の可能性のある児童生徒等に対して、都道府県、市区町村の各各自治体においては、教育と福祉に関する部局、関係機関が連携して支援することが求められている。この度、文部科学省及び厚生労働省が連携し、各自治体における教育委員会や福祉部局の連携がより一層推進され、本人及びその保護者支援につなげるための連携・支援の在り方について検討する。

2. 検討事項

教育委員会や福祉部局が主導し、支援が必要な障害児及びその保護者が地域で切れ目なく支援が受けられるよう、教育と福祉のより一層の連携を推進するための方策を検討する。

3. 実施方法

- (1) 別紙の構成員において、「2. 検討事項」に掲げる事項について検討を行う。
- (2) 必要に応じて、別紙以外の関係者にも協力を求めることができる。

4. 期間

平成29年12月14日から平成30年3月31日とする。

5. その他

- (1) このプロジェクトチームに関する庶務は、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室において協力して行う。
- (2) その他プロジェクトチームの運営に関する事項は、必要に応じプロジェクトチームに諮って定める。

(別紙) 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトチーム 構成員

文部科学副大臣 丹羽 秀樹

厚生労働副大臣 高木 美智代

文部科学省初等中等教育局長

高橋 道和

文部科学省大臣官房審議官（初等中等教育局担当）

白間 竜一郎

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長

中村 信一

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

特別支援教育企画官 森下 平

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

宮寄 雅則

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

内山 博之

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害児・発達障害者支援室長 三好 圭

家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト開催経過

第1回開催

- ・日時：平成 29 年 12 月 14 日（木）
- ・議題
 - (1) プロジェクトチームの設置について
 - (2) 教育と福祉の連携を行っている地方自治体の好事例について
 - ・大阪府箕面市からのヒアリングについて
 - ・新潟県三条市からのヒアリングについて
 - (3) プロジェクトチーム名について
 - (4) その他

第2回開催

- ・日時：平成 30 年 1 月 30 日（火）
- ・議題
 - (1) 教育と福祉の連携について、家族、支援者からご意見
 - ・一般社団法人日本自閉症教会からのヒアリング
 - ・一般社団法人全国児童発達支援協議会（CDS）からのヒアリング
 - (2) 課題の整理とその解決に向けた具体的方策について自由討議
 - (3) その他

第3回開催

- ・日時：平成 30 年 3 月 29 日（木）
- ・議題
 - (1) 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告案について～障害のある子供とその家族をもっと元気に～
 - (2) その他

教育と福祉の関係部局・機関との連携事業所と障害児通所の連携の実践事例①(徳島県)

別添2

取組概要

学校と事業所の連携を通した、発達障害等のある児童生徒等一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図ることを目的とし、以下の取組を実施。

- 徳島県藍住町全員の学校と放課後等デイサービス事業所の連携についての実態把握
- 福祉連携校及び連携事業所の間で、個別の教育支援計画等の活用による効果的な情報共有の在り方を検討
- 藍住町における学校と事業所の連携の拡大
- ※文部科学省委託事業：放課後等福祉連携支援事業（期間：平成28～29年度）

実態把握で確認できた連携の課題

情報交換の課題（アンケート調査）

定期的な会議開催の困難／地域、学校ごとの積極性の差／送迎時刻等の伝達不足、連絡帳等の活用共通する指導目標が多い。（アンケート調査）
教科学習・学校の宿題／集団活動やルールの遵守／互いに個別の支援計画等について情報交換することは「ない」又は「少ない」
連絡を困難にする要因（聞き取り調査）
保護者の同意手続きが未確立／互いの連絡先、相手が不明

課題を克服するために実践

「顔の見える関係構築

・既存の会議である「藍住町特別支援地域連携協議会」を活用し、従来の委員（医師、教育・福祉関係者）に新たに町内の放課後等デイサービス事業所を追加。
→新規の会議体立ち上げの負担軽減
個別の支援計画等の交換の試行
・交換手順、保護者同意手続きについて試行を通して確認。担当者から事後レポートを回収。
→共通の指導内容（教科学習・宿題、社会性の指導等）についての連携の必要性を認識できた。また、それぞれの専門性による情報交換の可能性を感じた。

連絡の円滑化

・学校と事業所との直接連絡の実践、担当者の事後レポート回収
→学校から事業所への送迎時の対応がスマートになった。
→円滑化の推進のため、保護者の許諾について、個別の教育支援計画等への位置づけ等の必要性が見えた。
【今後の取組】
○協議会の運営や学校と事業所との連絡手段について、より簡易な実施方法を検討
○学校と事業所間の一層の円滑な連絡を可能とするため、保護者の同意・手続きについて検討 等

教育と福祉の関係部局・機関の構築の場として、既存の会議で活用した事例及び学校と事業所との連携の実践事例②(大阪府箕面市)

取組概要

学校と事業所との連携を促進し、特別支援学級在籍の児童生徒のより一層の支援の充実を図ることを目的とし、学校から放課後等デイサービス事業所へのスマートな引継ぎ方法や連携体制を確立するための調査研究を行った。

※文部科学省委託事業：放課後等デイサービス連携支援事業（期間：平成28年度）

実態把握で確認できた連携の課題

情報交換の課題

学校が放課後等デイサービスについてあまり知らない現状／窓口となる担当者の連絡先が分からぬ／必要な引継ぎ事項

児童生徒の様子や健康面／宿題の有無／個別の教育支援計画／月間、年間予定表
統一的な連絡シート等
学校・事業所・保護者が共通で使える連絡手段の検討

課題を克服するための実践

情報共有

(担当者の情報共有)

・それぞれの窓口担当者を決める。また、連携の内容や方法、個別の教育支援計画(保護者同意を要する)、緊急時の対応など、事前に確認しておいた方がよい内容を記載した「連絡シート」を作成。

(日々の引継ぎ方法)

・特別支援学級の連絡ファイル(ノート)を活用して、関係者共有の連絡ノートを作成。

・送迎時に児童生徒の状況を引き継ぐ簡易メモを渡す。

・1日や1週間の児童生徒の様子(生活記録表)を家庭と学校と放課後等デイサービス事業所で記入しし共有。
→互いの連絡先や担当者が明確になり、連携がよりやすくなつた。また、保護者の意向を確認することができた。
→双方の支援計画を参考に、同じ方向性を持つて支援目標を立てることができた。

連携体制の構築

・実践内容について、既存の「箕面市支援連携協議会」(学識経験者や医療、保健、労働などの関係機関、保護者の代表が参加)を活用し、有識者等から指導・助言を受けた。

・必要に応じて、ケース会議に事業所等が参加。

・実践内容を「支援保育・支援教育推進ハンドブック」及び報告書にまとめ、各学校等へ配布。

→事業所等がケース会議に参加する事例が増えてきている。

→ハンドブックの配布等で特別支援教育担当者等に放課後等デイサービスの制度等について周知が図れた。

【今後の取組】○引き続き、連携の在り方の検討及び学校に対して、放課後等デイサービスに関する周知に取り組む 等

相談窓口一元化の実践事例①(東京都日野市)

別添3

取組概要

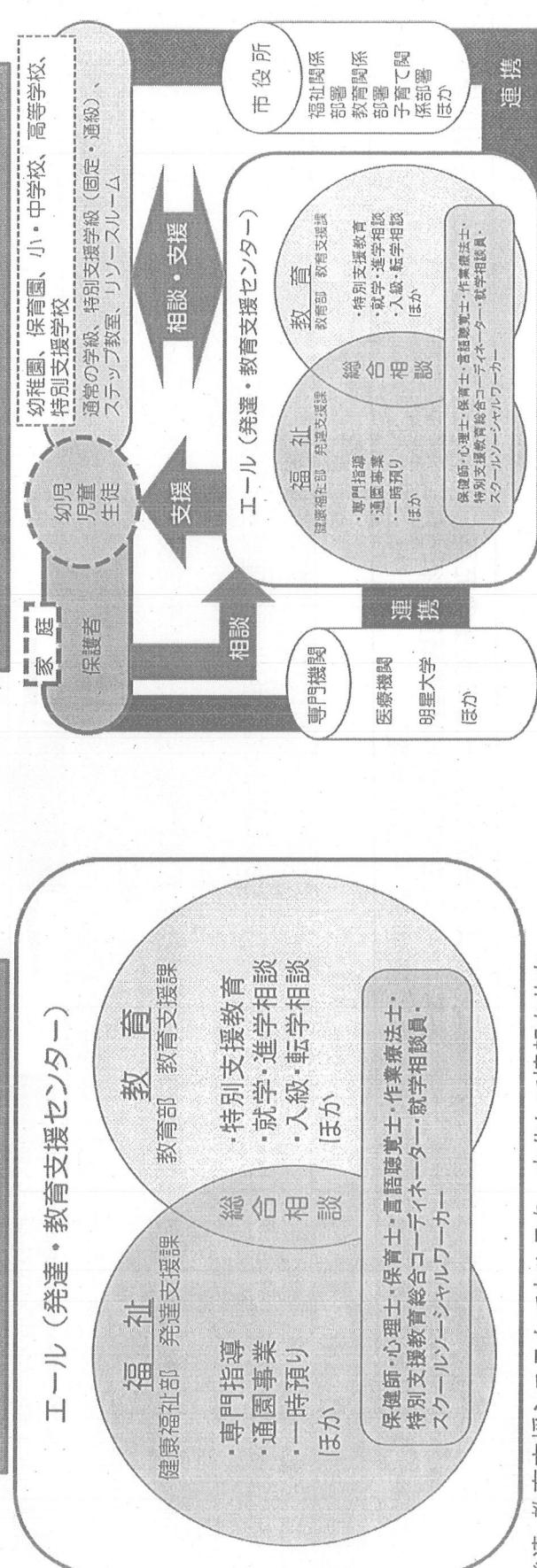
エール(日野市発達・教育支援センター) 平成26年4月開設

- 0歳～18歳までの、発達面、行動面、学校生活面において支援を必要とする子供、子供の育ちについて不安のある保護者、関係機関に対し、福祉分野と教育分野が一体となって切れ目のない支援や総合的な相談や支援を実施するため、相談・支援の窓口を一本化し、わかりやすい相談体制とした。

センターの特徴

- ①発達や教育による相談・支援の窓口が一本化した、わかりやすい相談体制(「発達支援課」と「教育支援課」を設置)
②福祉と教育の連携による切れ目のない支援の実施
③多様な専門職による総合支援の実施(心理士、言語聴覚士、作業療法士、保健師、就学相談員、特別支援教育担当者など)
コーディネーター、スクールソーシャルワーカーなど)

センターの支援体制



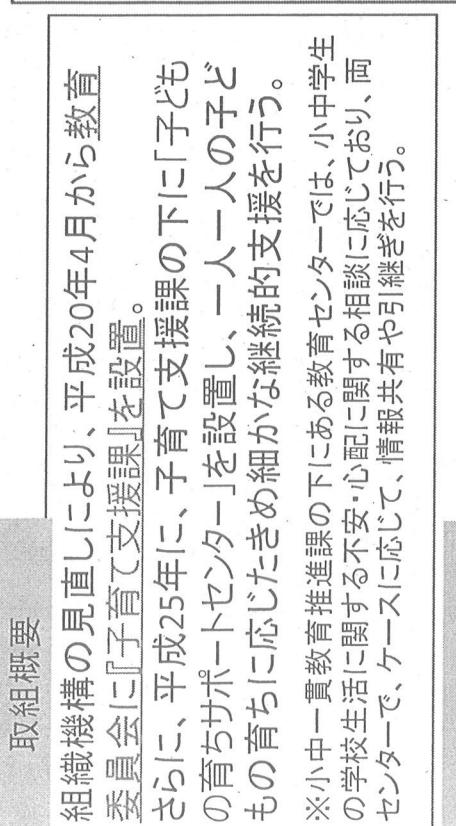
発達・教育支援システムでカルテを一本化して情報を共有
※しかしのきシート:エールを中心に行成する福祉と教育が一體となつた「個別の支援計画」として作成。
子どもの成長記録やサポート内容を1年ごとに1つのシートにまとめ、保護者同意の上で関係機関で記録、保存、引き継ぎがなされる。

相談窓口一元化の実践事例②(新潟県三条市)

取組概要

組織機構の見直しにより、平成20年4月から教育委員会に『子育て支援課』を設置。
さらに、平成25年に、子育て支援課の下に「子どもたちサポートセンター」を設置し、一人一人の子どもの育ちに応じたきめ細かな継続的支援を行う。
※小中一貫教育推進課の下にある教育センターでは、小中学生の学校生活に関する不安・心配に関する相談に応じており、両センターで、ケースに応じて、情報共有や引き継ぎを行う。

支援体制の特徴

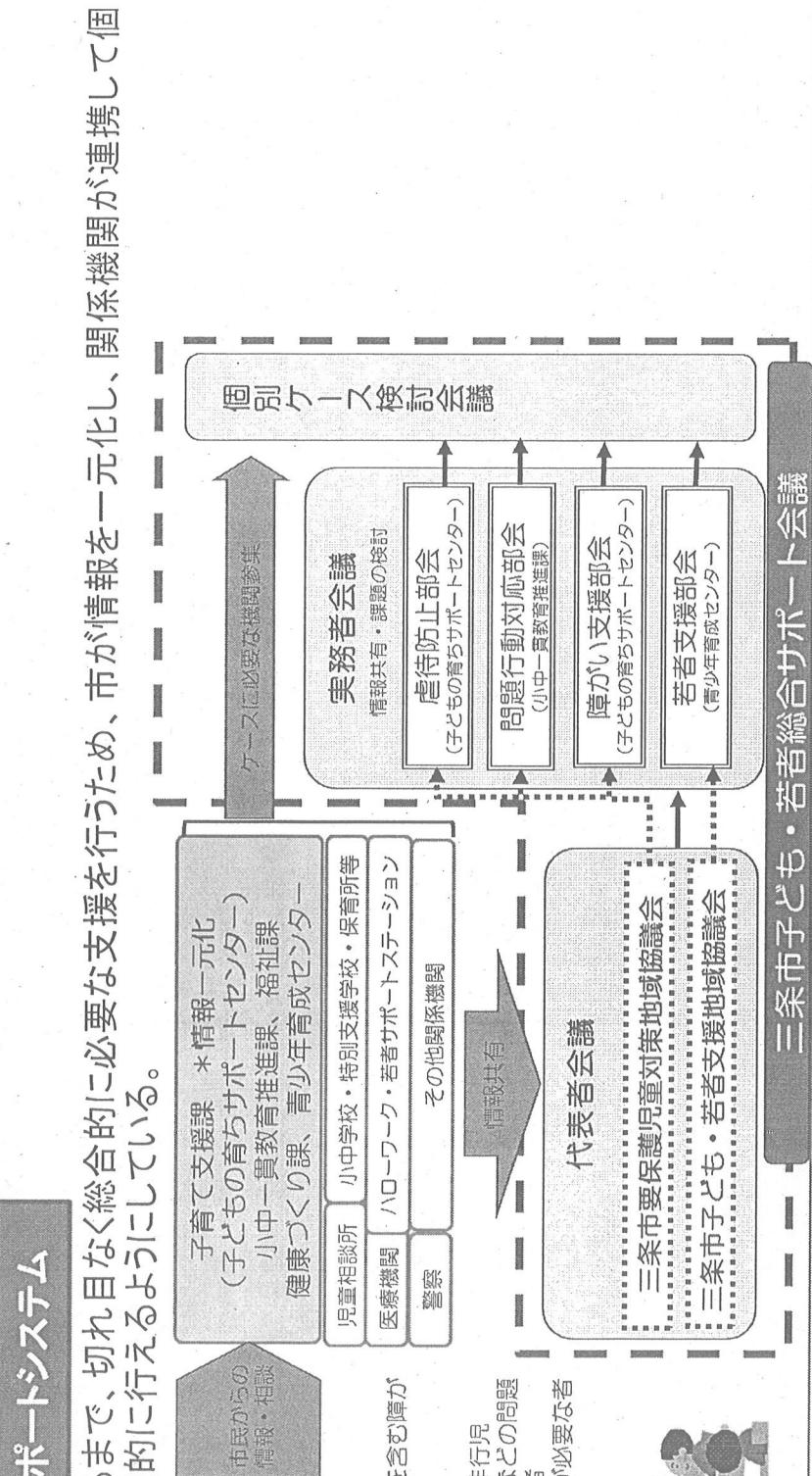


子ども・若者総合サポートシステム

乳幼児から就労に至るまで、切れ目なく総合的に必要な支援を行うため、市が情報を一元化し、関係機関が連携して個人に応じた支援を継続的に行えるようにしている。



- 【対象】
 •発達障がいを含む障がい児
 •被虐待児
 •不登校児、非行児
 •ひきこもりなどの問題を抱える若者
 •その他支援が必要な者



保護者支援のためのハンドブック作成にあたつてのポイント

別添4

保護者が、相談窓口が分からなかったり、支援に関する情報を受け取れていなかつたりするため(に、誰に相談したらよいか分からず、孤独感・孤立感を抱くことがあります。各自治体において、支援に係る情報や相談窓口が一目で分かるような、保護者向けのハンドブックを作成し、継続的にその周知と活用を図ることが重要です。

ハンドブックに盛り込む内容

1. 気になる子供の特性について
・発達障害について、それぞれの特性をわかりやすく説明

ポイント

- 難しい用語を避け、簡潔にわかりやすい説明とする。
- 「気つき」について、子供への接し方について、よく見られる場面での対応を説明。
- 子育てに悩みや不安を抱える保護者に対して、地域で応援していくメッセージが伝わるように。

2. 子供やその保護者が受けられる教育・福祉制度の概要について

3. 国の発達障害のある児童に対する教育・福祉の支援について

- ・各自治体における行政サービスや相談機関の概要等について
- ・各自治体における、支援体制の内容、就学に関する事項、本人と保護者のための各相談機関・利用可能施設等の概要及び窓口を紹介する。

ポイント

- 各自治体における支援体制について、連続的な支援の流れが分かるように説明。
- 就学について、さまざまな学びの場があることが分かるように記載
- どういった時にどこに連絡すべきかがわかるように。
- 学校と事業所間の連携が進むように、市町村単位で教育委員会と福祉部局の協力のもと作成する。
- また、定期的に更新し、最新の情報が関係者で共有できるようにしておく。

ハンドブックに盛り込む内容 一つづき

紹介する問合せ・相談先、施設

- 就学に関する問合せ先（各学校についての情報）
- 相談窓口（総合相談窓口、子育てや発達支援について、就労についてなど）
- 本人や保護者が利用可能なサービスや施設（交流拠点、ペアレンツセンターによる相談など）
- 関連情報を入手できるメルマガやSNS等の案内などについて、どんなどとにどこにどこに問い合わせれば良いか（利用が可能か）が分かるように。

＜案内事項＞

- ・相談窓口や施設の名称
- ・対応内容や施設の概要（どんな時に利用すればよいか）
- ・相談等受付（利用可能）時間
- ・利用料（あれば）
- ・問い合わせ先など

4. (参考)国で設置している研究所等のHPの案内など

・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「発達障害教育推進センター」

URL : http://icedd_new.nise.go.jp/

・国立障害者リハビリテーションセンター「発達障害情報・支援センター」

URL : <http://www.rehab.go.jp/ddis/>

など発達障害に関する情報が入手できるHPを紹介

※保護者にとって教育・福祉の施策やサービスが、わかりやすく、利用しやすいもの、魅力あるものとなるよう、専門用語の使用を避けたなど、わかりやすい表現を中心がけてください。

保護者向けのハンドブックは、各自治体において、地域の実態を十分に踏まえ、保護者が必要としている情報に簡単に、確実にたどり着けるようなハンドブックを作成し、地域に広く周知していただきますようお願いします。なお、ハンドブックの雑型についても、追ってお示しますので、必要に応じてご活用いただければと思います。

写

障発 0409 第 9 号
平成 30 年 4 月 9 日

各 都道府県知事 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公印省略)

発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業の実施について

地域における発達障害の診断に係る初診待機を解消するため、専門的な医療機関を中心とした医療のネットワークを構築し、発達障害の診療・支援や地域の支援機関（保健、福祉、教育等）との連携を行う医師等を養成するための研修等を実施することにより、発達障害に対応できる専門的な医療機関の確保を図ることを目的として実施する「発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業の実施について」実施要綱を定め、別紙のとおり平成 30 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

各都道府県・指定都市におかれては、適切な事業実施にご協力願いたい。

(別紙)

発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業実施要綱

(1) 目的

地域における円滑な発達障害の診療体制を構築するため、専門的な医機関を中心とした医療のネットワークを構築し、中心となった医療機関は、医療関係者に向けた研修や診療支援及び受診を希望する当事者等に対する情報提供等を実施することで、発達障害に対応できる専門的な医療機関の確保を図る。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができるものとする。

(3) 事業内容

都道府県等は、発達障害について高度な専門性を有する医療機関を地域の発達障害に関する医療機関の拠点（以下「拠点医療機関」という。）として選定し、以下の①から④の事業全てに取り組むものとする。

① 人材育成・実地研修

(ア) 拠点医療機関において、地域の医療機関の医師や看護師等の医療従事者（以下「医師等」という。）を受け入れ、専門的技術に関する研修及び検査やリハビリ等を含む診療等（以下「診療等」という。）への陪席を実施する。

(イ) 地域の医療機関に拠点医療機関の医師等が出向き、診療等に対する助言・指導、その他の支援を行う。

② 情報収集・提供

(ア) 地域の発達障害の診療等を行う医療機関に関する情報（診療内容、待機状況等）を収集する。

(イ) 受診を希望する当事者とその家族に対し地域の診療可能な医療機関について情報提供を行う他、市町村、保育所、学校、障害児支援や障害福祉サービス事業所に対し地域の適切な医療機関の紹介等を行う。

③ ネットワーク構築・運営

拠点医療機関が中心となり地域の発達障害の診療等を行う医療機関同士の会議体を構成し、定期的な意見交換や研修等を実施する。

④ 発達障害医療コーディネーターの配置

上に掲げた①②③を実施するため、拠点医療機関等に発達障害医療コーディネーターを配置する。

(4) 拠点医療機関の選定

- ① 発達障害に関して専門的な検査、診断、専門療法、リハビリーション等を実施している医療機関を都道府県等において選定することとする。
- ② 予算の範囲内において、2カ所以上選定することも可能とする。
(例：小児期、成人期等の年齢や地域の広域性に応じて選定)
- ③ 拠点医療機関の選定に際しては、発達障害の専門性だけでなく、(3)に掲げる事業を実施するための業務体制等も勘案すること。
- ④ なお、拠点医療機関は都道府県等の許可を得て、他の医療機関に事業の一部を委託することができる。

(5) 発達障害医療コーディネーターの業務

(3)に掲げる事業を実施するため、医療機関同士や医療機関の地域の関係機関、当事者とその家族との調整を行う。この他、拠点医療機関において研修を受講した医療機関のリストを作成する等本事業の実施に際して必要となる取組を行う。

(6) 経費の補助

国は、本事業の対象経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

また、拠点医療機関での実地研修を行う際に、地域の医療機関の医師を派遣することとなるが、その際の地域の医療機関に対する補償についても、対象経費とすることができます。

ただし、次に掲げる事業及び費用については、交付の対象とならない。

- ① 当該事業で実施を予定している事業にかかる費用のうち、交付税措置が行われている費用
- ② 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業にかかる費用
- ③ 施設や建物等の整備や改修に要する費用

発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業（新規）

平成29年1月に総務省から「発達障害者支援に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」がなされたが、発達障害の専門的医療機関が少ないと指摘があり、専門的医療機関の確保が急務となつていい。これを踏まえ、平成30年度概算要求において発達障害の診療・支援ができる医師の養成を行うための研修等を実施し、専門的医療機関の確保を図る。

＜事業イメージ＞

